

国立大学法人東京学芸大学用務外出基準の一部改正について

改正理由：対象者の見直し及び旅費請求業務の効率化を図ることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、<u>本学の役職員及び本学に所属する研究員が用務のため、又は本学の学生が本学の役職員の用務の遂行を補助するため、</u>次条で定める地域（以下「特定地域」という。）内の日帰り旅行（以下「用務外出」という。）を行う場合の交通費の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この基準は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、<u>本学の役職員が用務のため、</u>次条で定める地域（以下「特定地域」という。）内の日帰り旅行（以下「用務外出」という。）を行う場合の交通費の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p>